

個人情報に記載された小遣金入金連絡票の誤交付について

このたび、当センターにおいて、個人情報に記載された小遣金入金連絡票を誤って他の患者さんの氏名で発行してしまうという事案が発生しました。

このような事態を招きましたことをお詫び申し上げますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

1 書類に記載されていた個人情報

患者 B の氏名・小遣金入金額

2 経緯

令和 7 年 5 月 22 日（木）

- ・患者 A の家族が患者 A の小遣い金を持参し、小遣金窓口で入金手続きを行うために来院。
- ・委託職員が小遣金の入金処理を行う際に、誤って別の病棟に入院中の患者 B の小遣金口座へ入金してしまい、患者 B 名義の伝票を患者 A の家族へ渡した。

令和 7 年 5 月 31 日（土）

- ・患者 A から病棟看護師へ、伝票の氏名が異なっているという訴えがあり、個人情報の漏えいが発覚した。
- ・病棟師長が、患者 A に経緯を説明し、伝票を回収した上で謝罪を行った。

令和 7 年 6 月 2 日（月）

- ・委託職員が、患者 B の小遣金口座に入金した小遣金を患者 A の小遣金口座へ移動した。
- ・病院職員と委託職員の責任者が、患者 B に経緯を説明した上で謝罪した。

3 誤って手渡した原因

- ・委託職員が、小遣金入金連絡票作成の際の氏名確認が不十分であり、患者家族に伝票を渡す際にも、患者氏名の確認を怠って渡したため。

4 再発防止策等

- ・個人情報漏えいが発生した部署も含めて、センター内で書類の交付や返却時には、患者の氏名を漢字及びふりがなのフルネームで確認するよう改めて注意喚起を行った。
- ・患者氏名については聞き間違いもあるため、『小遣金入金連絡票』の患者氏名は入金手続きにきた方に記入してもらい、電子カルテでも患者氏名の確認をすることとした。